

新春恒例 市駅伝競走大会参加者募集

問) スポーツ課 ☎ 70・5656

第36回市駅伝競走大会を、来年1月19日(日)9時スタートで開催します。仲間と一緒に、新春のまちを走ってみませんか。スポーツセンター陸上競技場をスタート・ゴールとし、12月6日以前から市内在住・在勤・在学で中学生以上の方が対象です。同じセンター時に同セントラルへ直接。勤務記入がある申し込み用紙に記入し、11月2日～12月8日20時までに同セントラルへ直接。

[第一部 (3区間9・8km)]
▼部門 中学生男子・女子、シニア、一般女子▼チーム編成5人(監督1人・選手3人・補欠1人)
▼走路 木事務所前→陸上競技場、外周6480m△2・4区
離△1区 陸上競技場→保健医療センター入り口→綾瀬小前→光綾公園前→綾瀬高前→長峰代官橋前→陸上競技場

[第二部 (5区間24・5km)]
▼部門 一般▼チーム編成8人(監督1人・選手5人・補欠2人)
▼走路・距離 番前→寺尾歩道橋→厚木土木事務所前→陸上競技場、外周6480m△2・4区
離△1区 陸上競技場→寺尾歩道橋→厚木土木事務所前→陸上競技場、内周3090m△3・5区 1区と同、外周5930m



12月2日から受け付け

来年4月からの保育所入所希望を

▼保育所▽綾南保育園(上土棚南)▽大上保育園(大上)▽つばみ保育園(深谷中)▽吉岡保育園(吉岡)▽おとぎ保育園(早川)▽深谷保育園(深谷上)▽さくらチャイルドセンター(寺尾西)▽綾瀬いずみ保育園(上土棚北)▽市外の保育所を希望する場合、ある市区町村で事前に確認して下さい。▼対象年齢児(受け入れ可能年齢は施設による)、未就学の6歳児。定員超過などで待機になる場合あり。▼入所基準

次的理由などで家庭での保育が十分にできないこと。
①保護者が常に日中働く
②保護者に病気・けが・障がいがある
③保護者が長期にわたり病人などを常に介護している
④母親が出産前後8週間以内に子育て支援課(☎ 70・5615)にある申込用紙に添付して(25年分源泉徴収票などは後日提出)12月20日に同課へ直接▼その他現在待機中で来年4月以降も引き続き入所を希望する方も、同様の手続きが必要。

受領委任払制度導入
介護保険を利用して住宅改修や福祉用具を購入する場合の受領委任払いを始めました。

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定特別児童扶養手当額が変わります」
「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定特別児童扶養手当額が変わります」の規定により、25年10月分から各手当額が改定されました。

受領委任払取扱事業者の登録受け付け
介護保険を利用した住宅改修費や福祉用具購入費の受領委任払いを取り扱う事業者は、市へ登録の届け出を行ってください。

うになりました。制度を利用するには、市に登録された受領委任払取扱事業者で住宅改修などをを行う必要があります。園子育て支援課(☎ 70・5615)

e-LTAX(エルタックス)による電子申告受け付けを開始
介護保険を利用した地方税の電子申告の受け付けを開始しました。申告や届け出を郵送したり窓口に出向いたりせず、パソコンからインターネットを利用して、手続きすることができます。

10月1日以降に今年初めに保険料を納付する方には、来年2月上旬に同証明書を送付します。家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控

住民税関係(給与支払報告書)
利用できる手続きは個人

11月25日からエルタックスを利用した地方税の電子申告の受け付けを開始します。申告や届け出を郵送したり窓口に出向いたりせず、パソコンからインターネットを利用して、手続きすることができます。

交通量調査の実施
11月7日(木)24時、月10日(日)7時、市内主要交差点などの交通量調査を実施しますので、協力をお願ひします。

20。 國環境政策課 ☎ 70・5616
11月7日(木)24時、月10日(日)7時、市内主要交差点などの交通量調査を実施しますので、協力をお願ひします。

個人が保険給付分(費用の9割)の受け取りを、施工业者や販売事業者に委託することで、一日費用の全額を立て替えることなく、自己負担分(費用の1割)を支払うだけで済むよ

36。 國高齢介護課 ☎ 70・5616

受領委任払制度導入
介護保険を利用して住宅改修や福祉用具購入費の受領委任払いを取り扱う事業者は、市へ登録の届け出を行ってください。

うになりました。制度を利用するには、市に登録された受領委任払取扱事業者で住宅改修などをを行う必要があります。園子育て支援課(☎ 70・5615)

e-LTAX(エルタックス)による電子申告受け付けを開始
介護保険を利用した地方税の電子申告の受け付けを開始しました。申告や届け出を郵送したり窓口に出向いたりせず、パソコンからインターネットを利用して、手続きすることができます。

10月1日以降に今年初めに保険料を納付する方には、来年2月上旬に同証明書を送付します。家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控

交通量調査の実施
11月7日(木)24時、月10日(日)7時、市内主要交差点などの交通量調査を実施しますので、協力をお願ひします。